

令和 7 年度 第 9 回浦川原区地域協議会 次第

日 時 令和 7 年 12 月 17 日 (水)
午後 6 時 30 分～
会 場 浦川原コミュニティプラザ
市民活動室 4・5

1 開 会

2 協 議

(1) 令和 7 年度浦川原区地域協議会委員研修会について ・・・ 資料 No. 1、No. 1-2

3 その他の事項

(1) 要援護世帯除雪費助成事業について ・・・ 資料 No. 2

4 次回の開催日について

日時 月 日 () 18 時 30 分から

会場 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室 4・5

5 閉会

令和 7 年度 浦川原区地域協議会委員研修会 開催要項

地域協議会委員としての資質向上を図るとともに、更なる見識を深めることを目的に委員研修会を開催する。

今年度の研修会は、「持続可能な地域づくり」をテーマに次のとおり開催する。

【日 時】 令和 8 年 1 月 27 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 00 分

【会 場】 浦川原コミュニティプラザ 4 階 市民ホール

【主 催】 浦川原区地域協議会

【講 師】 上越市創造行政研究所 藤山所長

【テーマ】 浦川原から未来へ！！持続可能な地域づくりを目指して

【参加者】 浦川原区地域協議会委員
こちらは広報うらがわらです ※一般公開とする

【次 第】

司会 市村副会長

- | | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 1 | 開 会 | 18:30 |
| 2 | 挨 拶 (浦川原区地域協議会 北澤会長) | 18:30～18:35 |
| 3 | 研 修 | |
| | 講演 (上越市創造行政研究所 藤山所長) | 18:35～19:35 |
| | 「こちらは広報うらがわらです」活動紹介 | 19:45～20:00 |
| | 質疑応答・意見交換 | 19:45～20:00 |
| 4 | 閉 会 (浦川原区地域協議会 小野副会長) | 20:00 |

浦川原から未来へ！！

持続可能な地域づくりを目指して

1.27

火

参加費
無料

18:30 - 20:00

会場

浦川原コミュニティプラザ
4階 市民ホール

申し込みは不要です。ご自由にご来場ください。



講師

上越市創造行政研究所 所長

■ 藤山 浩

1959年、鳥取県益田市生まれ。一橋大学経済学部卒業。博士。鳥取県中山間地域研究センター等を経て2017年に一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所を設立し、所長を務める。2023年4月から上越市創造行政研究所所長を兼任。

総務省地域力創造アドバイザー他、国・県委員多数。専門は、中山間地域政策、未来社会論、地域計画、地域分析(人口・経済)、地域づくり支援。

研修内容

- ※
- ・「こちらは広報うらがわらです」の活動紹介
 - ・浦川原区の現状や課題
 - ・地域を持続させるための必要な取組
 - ・「大浦安」と同規模地域の先進事例

※

「こちらは広報うらがわらです」
(略称:こちうら)とは

「持続可能なまちづくり」をテーマに掲げ、浦川原区の魅力を発信・創造している団体です。

主 催 ▶ 浦川原区地域協議会

問合せ先 ▶ 浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL 025-599-2301 FAX 025-599-2225

地域協議会活動状況→



要援護世帯除雪費助成事業について

要援護世帯の家屋の屋根、玄関前などにおける必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成します。なお、親族個人（親、子、祖父母、孫などの直系の親族と、兄弟姉妹）に依頼した場合は、助成の対象となりません。

○承認世帯状況：R7.11.25 現在

地区名	全世帯数	承認世帯数	割合
下保倉地区	465 世帯	63 世帯	13.5%
末広地区	231 世帯	30 世帯	13.0%
月影地区	92 世帯	26 世帯	28.3%
中保倉地区	199 世帯	32 世帯	16.1%
合 計	987 世帯	151 世帯	15.3%

[災害救助法等適用時の対応について]

大雪になり「国の災害救助法」が適用になった場合は、「市の除雪費助成事業」とは対応が異なります。主な相違点は以下のとおりです。

- ①浦川原区総合事務所と旧末広・旧中保倉小学校の平均積雪深が基準を超えた場合に災害救助法が適用されます。
- ②除雪前、除雪中、除雪後の写真が必要です。
- ③市が直接、除雪実施者へ支払います。
- ④対象となる除雪の範囲は、母屋の屋根雪・玄関前です。

※市の除雪費助成事業では、車庫・納屋・駐車場などの除雪も対象となります。

区分	市の除雪費助成事業による除雪	国の災害救助法による除雪
対象	高齢者のみ世帯等で、市民税の所得割が非課税、自己の労力で除雪ができないなどの要件が該当する世帯(要援護世帯)	要援護世帯のうち、 国の災害救助法 の対象となる区にお住いの世帯
期間	冬期間	災害発生日から 10 日以内
基準	—	200 cm
助成限度額	72,100 円	年により変動有り (参考 R7 年度:143,900 円)
対象となる除雪の範囲	屋根・玄関前 下ろした屋根雪 車庫・納屋・駐車場など	母屋の屋根雪・玄関前
写真の有無	不 要	必 要 ※除雪前、除雪中、除雪後
支払の流れ	① 助成決定世帯から除雪実施者に支払う ↓ ② 市から助成決定世帯に支払う	市から除雪実施者に支払う

裏面あります

令和 6 年度要援護世帯除雪費助成事業の実績について

要援護世帯の家屋の屋根、玄関前などにおける必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成。なお、3 親等以内の親族が行う除雪は助成の対象とならない。

- 期間 冬期間
- 助成限度額 72,100 円

要援護世帯への通常の除雪支援（市）

地区名	対象世帯数	実施世帯数	助成金執行額	実施割合
下保倉地区	83 世帯	48 世帯	2,413,070 円	57.8%
末広地区	31 世帯	16 世帯	728,080 円	51.6%
月影地区	26 世帯	17 世帯	1,002,800 円	65.4%
中保倉地区	34 世帯	26 世帯	1,445,950 円	76.5%
合 計	174 世帯	107 世帯	5,589,900 円	61.5%

令和 6 年度災害救助法の適用実績について

令和 7 年 2 月 24 日付で浦川原区が「災害救助法」の適用地域に指定されたことから、要援護世帯への屋根除雪等の支援を実施。

- 適用期間 令和 7 年 2 月 24 日（月）から 3 月 10 日（月）まで
- 助成限度額 138,700 円

要援護世帯への災害救助法による除雪支援

地区名	対象世帯数	実施世帯数	助成金執行額	実施割合
下保倉地区	83 世帯	13 世帯	952,415 円	15.7%
末広地区	31 世帯	6 世帯	566,500 円	19.4%
月影地区	26 世帯	11 世帯	978,060 円	42.3%
中保倉地区	34 世帯	24 世帯	2,336,330 円	70.6%
合 計	174 世帯	54 世帯	4,833,305 円	31.0%

12月から新しい民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。

委員はどんな人？

民生委員・児童委員は、地域の中から推薦されて厚生労働大臣の委嘱を受けた人で、ボランティアとして活動しています。

民生委員・児童委員は、高齢者や障害のある人などがお住まいの地域で安心して暮らすことができるよう、困りごとの相談に応じたり、支援が必要な人の見守りを行っています。

また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する分野を専門に担当する主任児童委員がおり、民生委員・児童委員と協力・連携して子どもに関する相談・支援を行っています。

委員は、活動するにあたって個人情報を漏らさないよう、守秘義務が法律で義務付けられていますので、相談内容などの秘密は固く守られます。

今回委嘱された委員の任期は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までの3年間です。

どんな活動をしているの？

①皆さんから相談を受けた場合、市をはじめとした専門機関へのつなぎをします。

＜例えば＞

- ・市の福祉サービスを使いたいが自分が受けられるか分からず、どうやって手続きしたらよいか分からない。
- ・子育て中で悩みを抱えているが、どこに相談したらよいか分からない。
- ・近所の子ども、お年寄りが虐待を受けているようだが、どこに相談したらよいか分からない。

②ひとり暮らしで近くに身寄りがいない高齢者や障害のある人など、支援が必要な人に対し、専門機関と連携しながら見守りや、生活支援のサポートをします。

皆さんお住まいの地域では、裏面に掲載の委員が身近な相談役として活動しています。お気軽にご相談ください。

- その地域にお住まいの住民の方で、地区の委員に福祉関係のご相談があり、委員の連絡先等をお知りになりたい場合は、下記までお問い合わせください。
上越市健康福祉部福祉課（☎025-520-5693）または各総合事務所

●民生委員・児童委員

委員氏名	担当町内会	備 考	再任 新任
竹内 學 たけうち まなぶ	釜淵、有島	釜淵、有島	新任
北澤 恵 きたざわ めぐみ	顕聖寺、下柿野、上柿野	顕聖寺、下柿野、上柿野	再任
春日 鈴代 かすが すずよ	東俣、杉坪、上岡、横川	東俣、杉坪、上岡、横川	新任
猪良 清一 いのら せいいち	印内、山印内、飯室	印内、山印内、飯室	新任
横田 里美 よこた さとみ	山本、今熊	山本、今熊	新任
和久井 弘子 わくい ひろこ	六日町、日向、桜島、岩室、長走、菱田	六日町、日向、桜島、岩室、長走、菱田	新任
渡邊 正子 わたなべ まさこ	谷、真光寺	谷、真光寺	再任
横尾 三郎 よこお さぶろう	横住、坪野	横住、坪野	新任
市村 静子 いちむら しずこ	熊沢、法定寺、追出	熊沢、法定寺、追出	再任
横田 尚之 よこた ひさゆき	虫川、中猪子田	虫川、中猪子田	新任
石田 勇 いしだ いさむ	下猪子田、小蒲生田、小谷島、蕨岡、上猪子田、小麦平	下猪子田、小蒲生田、小谷島、蕨岡、上猪子田、小麦平	新任

●主任児童委員

委員氏名	担当区域	再任 新任
村松 徹 むらまつ とおる	浦川原小学校区および東頸中学校区	再任

※「再任」は前回から引き続き委員を務める人、「新任」は今回から新しく委員を務める人です。